【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第六条　削除

（改正前）

第六条　第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出に際し、手数料を納めなければならない。

②　前項の手数料は、募集又は売出券面額の総額の万分の一に相当する金額とし、その額が五百円未満の場合においては、これを五百円とする。

③　第一項の手数料は、前条に規定する届出書のうち一通に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、これを納めなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】

（改正後）

第六条　第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出に際し、手数料を納めなければならない。

②　前項の手数料は、募集又は売出券面額の総額の万分の一に相当する金額とし、その額が五百円未満の場合においては、これを五百円とする。

③　第一項の手数料は、前条に規定する届出書のうち一通に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、これを納めなければならない。

（改正前）

第六条　第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出に際し、手数料を納めなければならない。

②　前項の手数料は、募集又は売出券面総額の万分の一に相当する金額とし、その額が五百円未満の場合においては、これを五百円とする。

③　第一項の手数料は、前条に規定する届出書のうち一通に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、これを納めなければならない。

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第六条　第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出に際し、手数料を納めなければならない。

②　前項の手数料は、募集又は売出券面総額の万分の一に相当する金額とし、その額が五百円未満の場合においては、これを五百円とする。

③　第一項の手数料は、前条に規定する届出書のうち一通に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、これを納めなければならない。